

伊勢原市訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月1日適用

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	1.176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス12	イ 訪問型サービス費(独自)(II)	2.349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13	イ 訪問型サービス費(独自)(III)	3.727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 訪問型サービス費(独自)(IV)	287	1回につき
A2 2511	訪問型独自サービス22	ロ 訪問型サービス費(独自)(V)	179	
A2 2621	訪問型独自サービス23	ロ 訪問型サービス費(独自)(VI)	220	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ロ 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	163	
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	12単位減算	-12 1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1単位減算	-1 1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	23単位減算	-23 1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	1単位減算	-1 1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	37単位減算	-37 1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	1単位減算	-1 1日につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	(1)標準的な内容	3単位減算	-3 1回につき
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心・20分以上45分未満	2単位減算
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	(2)生活援助が中心・45分以上	2単位減算	-2 1回につき
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2 1回につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200 1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算 II	(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200
A2 6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II	(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算	
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	

は、伊勢原市では使用しないコードです。